

平成31年3月27日

高齢福祉部介護予防・地域支援課

あんしんすこやかセンターの配置職員の基準  
 (3職種の準ずる者の要件) の変更について

## 1 趣 旨

地域包括支援センターには、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門職員を配置することが規定されており、人員の確保が困難である等の場合には、これらに準ずる者の配置が認められている。

今般、地域包括支援センターの運営の指針となる厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」が一部改正され、「準ずる者」の要件が変更になり、平成31年4月から実施するものとされた。

## 2 「準ずる者」の要件変更

職 種	現 行	変更後（平成31年度から適用）
①保健師	地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師	地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師 <u>かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者</u>
②社会福祉士	福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者	（「準ずる者」の経験等の要件は、現行通り） <u>また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと</u>
③主任介護支援専門員	ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有する者	

## 運動器の機能向上プログラム等の実施事業者の選定結果について

## 1. 主旨

平成28年4月より実施している介護予防・日常生活支援総合事業の運動器の機能向上プログラム等の実施事業者について、平成31年4月以降の実施事業者候補者を公募により選定したので、報告する。

## 2. 契約期間（予定）

平成31年（2019年）4月1日～2022年3月31日（3年間）

## 3. 契約相手方

	事業者名	法人所在地
1	株式会社 ルネサンス	墨田区両国2-10-14
2	セントラルスポーツ株式会社	中央区新川1-21-2 茅場町タワー
3	公益財団法人 世田谷区保健センター	世田谷区三軒茶屋2-53-16
4	株式会社ティップネス（三軒茶屋）	港区三田3-13-16
5	株式会社ティップネス（喜多見）	三田43MTビル
6	社会福祉法人 正吉福祉会	稲城市平尾1127-1
7	社会福祉法人 老後を幸せにする会	世田谷区等々力5-19-10
8	株式会社 りはっぴい	世田谷区桜新町2-24-1
9	公益社団法人 東京都柔道整復師会世田谷支部	世田谷区代田6-32-1
10	認定特定非営利活動法人 語らいの家	世田谷区成城4-3-23
11	医療法人社団 大坪会	世田谷区三軒茶屋1-21-5
12	有限会社 むらもと治療センター	世田谷区赤堤4-1-15 赤堤愛和マンション1F

## 4. 事業概要

## (1) 事業経過

平成18年度から介護予防事業として実施していた「運動器の機能向上プログラム」等は、平成27年度の介護保険法の改正に基づき、平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、現在、14事業者に委託して実施している。

## (2) 事業種別及び対象者

### ①介護予防・生活支援サービス

事業名：運動器の機能向上プログラム（介護予防筋力アップ教室）

対象者：要支援1・2および事業対象者（基本チェックリストの実施により該当した者）のうち、ケアマネジメントにより必要と判断された者

### ②一般介護予防事業

事業名：・はつらつ介護予防講座（各地区で実施）

・まるごと介護予防講座（各地域2～3箇所、年間延べ20講座実施）

対象者：65歳以上の全ての区民

## (3) 事業内容

参考資料のとおり

## 5. 選定経過

平成30年 9月10日 第1回選定委員会（選定基準等について）

9月13日 選定事業者の公募開始

10月30日 提案書提出期限（13事業者が応募）

11月20日～12月11日 審査

平成31年 1月 9日 第2回選定委員会（実施事業者候補者の選定）

## 6. 選定方法等

### (1) 選定方法

選定委員会を設置し、選定基準を定め、書類審査（公認会計士による財務審査を含む）及び実施会場の実地調査を行い、総合的に評価した。

### (2) 選定基準

事業実施体制、運営体制、事業実施に必要な知識、財務評価（財務審査）、実地調査

### (3) 選定委員会の構成

別表のとおり

## 7. 選定結果（詳細は、別紙のとおり）

現在委託している14事業者のうち11事業者及び新たに2事業者より応募があり、12事業者が選定された。

応募した13事業者について、選定基準に基づき、項目ごとに5段階評価で採点を行い、書類審査（財務審査を含む）及び実施会場の実地調査の採点結果の総合計得点が満点の70%以上の12事業者を選定した。

## 8. 総合評価

- ・選定事業者は、介護予防事業の実績があり、区の事業目的を十分に理解しており、自立支援に向けたセルフマネジメント（自己管理）に関する指導方法の工夫等のレベルが高いと評価された。
- ・人材配置、人材育成、個人情報等データ管理を含む安全管理等の運営体制及び事業運営に必要な専門知識等が良好であることが確認された。

- ・提案会場の実地調査では、会場の安全性、利便性等について、概ね良好な状況であることを確認した。
- ・経営状況（公認会計士による財務審査）は概ね良好であった。
- ・地域包括支援センターや各地区の社会福祉協議会職員が務める生活支援コーディネーターと連携し、利用者の体が元気になるだけでなく、事業終了後も地域の中で活躍し、地域で役割が持てることにつながるよう事業を実施することが求められた。

## 9. 今後の予定

平成31年度の委託契約に向け、実施事業者候補者が適切な事業運営ができるよう準備を進める。

「運動器の機能向上プログラム（介護予防筋力アップ教室）」では、送迎について区内全域がカバーできるよう、各事業者と送迎範囲の調整を行う。

また、併せて実施する「はつらつ介護予防講座」及び「まるごと介護予防講座」については、各事業者が提案した実施可能数を踏まえ、委託事業者の調整を行う。

## 10. 今後のスケジュール（予定）

平成31年2月	事業者選定結果通知、実施事業者候補者との協議開始
平成31年4月	契約締結、事業開始

(別表)

選定委員会委員名簿

◎は委員長

(敬称略)

氏名	職（所属）等	区分
◎大淵 修一	東京都健康長寿医療センター 高齢者健康増進事業支援室 研究部長	学識経験者
小泉 孝夫	一般社団法人世田谷区医師会 副会長	医療関係者
山口 潔	一般社団法人玉川医師会 理事	
塩谷 裕子	世田谷区民	区民代表
瓜生 律子	世田谷区高齢福祉部長	区職員

## 運動器の機能向上プログラム等の実施事業者の選定結果について

No.	事業者名	配点 (満点)	書類 審査	実地 調査	総合計	得点率	審査 結果	はつらつ 介護予防 講座	まるごと 介護予防 講座
1	株式会社 ルネサンス	775	618	67	685	88.4%	選定	○	○
2	セントラルスポーツ株式会社	775	621	60	681	87.9%	選定	○	○
3	公益財団法人 世田谷区保健センター	775	609	66	675	87.1%	選定	○	
4	株式会社ティップネス(三軒茶屋)	775	597	61	658	84.9%	選定	○	○
5	株式会社ティップネス(喜多見)	775	581	65	646	83.4%	選定	○	○
6	社会福祉法人 正吉福祉会	775	562	65	627	80.9%	選定	○	
7	社会福祉法人 老後を幸せにする会	775	557	66	623	80.4%	選定	○	
8	株式会社 りはっぴい	775	556	59	615	79.4%	選定	○	
9	公益社団法人 東京都柔道整復師会 世田谷支部	775	554	59	613	79.1%	選定		
10	認定特定非営利活動法人 語らいの家	775	547	57	604	77.9%	選定	○	
11	医療法人社団 大坪会	775	540	63	603	77.8%	選定	○	○
12	有限会社 むらもと治療センター	775	484	60	544	70.2%	選定		
13	事業者E	775	470	59	529	68.3%	非選定		

※得点率: 総合計得点÷配点(満点)、合格ラインは配点(満点)の70パーセント以上

◎上記No. 1~12のうち右側に○が付いている事業者については、「運動器の機能向上プログラム」と併せて、「はつらつ介護予防講座」、「まるごと介護予防講座」を委託する。

◎「はつらつ介護予防講座」及び「まるごと介護予防講座」については、各事業者が提案した実施可能数を踏まえ、委託する講座数を調整する。

介護予防・日常生活支援総合事業 運動器の機能向上プログラム等の事業内容

①運動器の機能向上プログラム（介護予防筋力アップ教室）【介護予防・生活支援サービス】

筋力向上のための体操や介護予防に関する講話等を実施する。歩行能力の低下している利用者等に対し、必要に応じ実施事業者による送迎を実施する。

頻度：全12回（3ヶ月間）＊年3クール

会場：実施事業者の確保する会場及び区が指定する会場

②はつらつ介護予防講座【一般介護予防事業】

①の実施事業者により、軽体操や介護予防に関する講話を実施する。

頻度：毎月2回（年間延21回程度）

会場：各まちづくりセンター活動フロア等

③まるごと介護予防講座【一般介護予防事業】

①の実施事業者により、介護予防や認知症予防に関する講話及び体操を実施する。

頻度：全6回＊年20講座

会場：区が指定する会場（各地域2～3会場）

(1) 介護予防・生活支援サービス 通所型サービスの種類

サービス種別	事業名	事業概要	提供者	対象者
従前相当のサービス	総合事業通所介護サービス	日常生活上の支援や機能訓練を行う3時間以上のデイサービス	指定事業者	①要支援1・2 ②事業者対象者（基本チェックリストの実施により該当のうち、ケアマネジメントにより必要と判断された者）
区独自基準によるサービス	総合事業運動器機能向上サービス	運動機能訓練を主とした3時間未満のデイサービス		
住民参加型サービス	地域デイサービス	介護予防を目的とした定期的な通いの場（食事を含む3時間程度の活動を住民が運営）	NPO等の地域活動団体、社会福祉法人等	
短期集中型サービス	介護予防筋力アップ教室	筋力アップ等を目的とした週1回、3ヶ月程度通う集中的な教室	委託事業者（社会福祉法人等）	

(2) 一般介護予防事業

事業名	事業概要	提供者	対象者
はつらつ介護予防講座	介護予防に関する講話と椅子に座ってできる軽体操	①委託事業者（社会福祉法人等） ②あんしんすこやかセンター職員1名	65歳以上の全ての区民
まるごと介護予防講座	運動、口腔、栄養、認知症予防などの講話と体操など、介護予防の知識の普及啓発	委託事業者（社会福祉法人等）	

平成31年3月27日  
高齡福祉部介護予防・地域支援課

## 平成31年度「もの忘れチェック相談会」事業について

### 1. 主旨

平成24年度より開始した「もの忘れチェック相談会」について、平成30年度の試行結果を踏まえ、事業の充実及び効率的運営を行う。

### 2. 平成31年度の実施内容（案）について

今後、増加する認知症高齢者数に対して、現在の定員数や受け入れ数では対応に限界があることや地域包括ケアの地区展開の取り組みとも合わせ、相談支援体制を強化する必要がある。そこで、本事業の相談医連絡会で出された意見等から、平成28年度より従来の相談会を継続しながら試行事業を実施してきた。

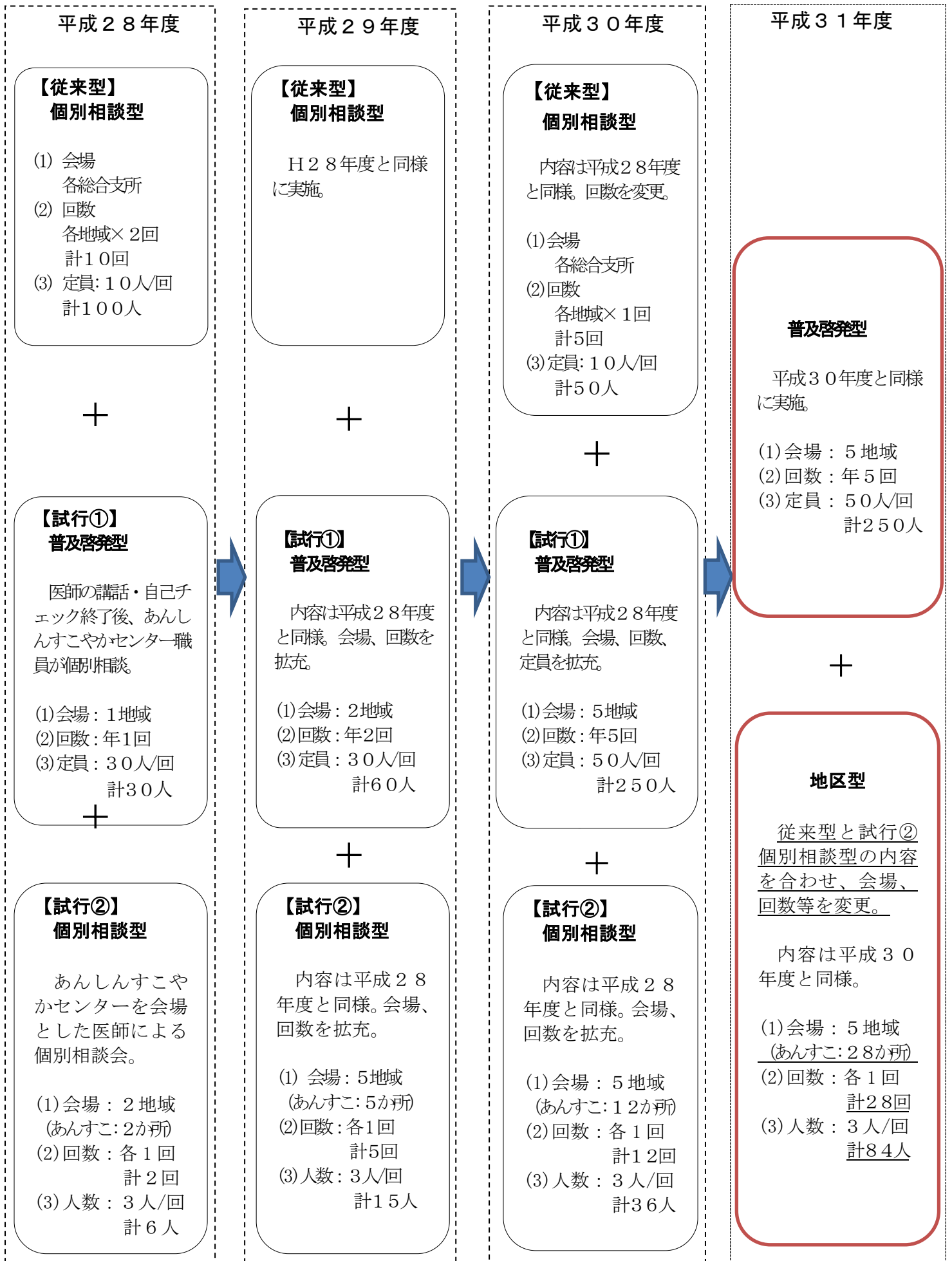
平成30年度は、従来型の相談会を各地域1回（計5回）実施するとともに、あんしんすこやかセンター会場での相談会を拡充し（計12回）、相談医連絡会で途中経過を報告し、相談医から意見を伺った。

平成31年度は、従来型の相談会は終了し、総合支所会場での普及啓発型及びあんしんすこやかセンター会場での地区型を以下のとおり全地区で実施する。

#### <平成31年度実施案>

	概要	実施回数・参加者数
普及啓発型	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普及啓発のための医師の講話（60分程度）に続き、あんしんすこやかセンター職員が相談ブースにおいて希望者を対象に短時間の相談会を行う。</li> <li>○ 講話の対象者数は50人/回程度とし、認知症についての啓発と自己チェックを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地域（世・北・玉・砧・烏）で年1回</li> <li>・ 定員50人/回、年間計250人（うち個別相談は2割（約10人）の見込み）</li> </ul> <p>（※H30年も同様に実施）</p>
地区型	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あんしんすこやかセンターを会場として、医師が個別に相談を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>28か所</u>のあんしんすこやかセンターで実施。</li> <li>・ 定員3人/回、年間計84人</li> </ul> <p>（※H30年度は各地域（世・北・玉・砧・烏）で年2～3回、12か所のあんしんすこやかセンターで実施）</p>

「もの忘れチェック相談会」の実施イメージ図





## 「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」制定の検討について

## 1 主旨

区では、2020年度の「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」開設に向け、認知症初期集中支援チーム事業、家族支援、認知症理解の普及・啓発、医師による専門相談、事業者への認知症ケア研修など、認知症施策を総合的に推進している。

一方、認知症に関する正しい理解が十分でないため、認知症の人とその家族が地域社会から孤立し生きづらさを感じている現状があり、不当な偏見や差別にさらされることなく、地域で温かく包摂される社会の実現にはまだ課題がある。

地域包括ケアシステムの構築を進める中で、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会地区事務局の三者連携による「福祉の相談窓口」や「参加と協働による地域づくり」、さらに「地域ケア会議」等において地区の課題把握や社会資源の開発を進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け取り組んでいる。

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会を実現することを目的に、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させ、区・区民・事業者が、その基本理念やそれぞれの責務を広く共有し、地域共生社会の実現に向けて一体となって取り組むことを明らかにするため、「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」制定に向けた検討を進める。

## 2 検討体制(裏面参照)

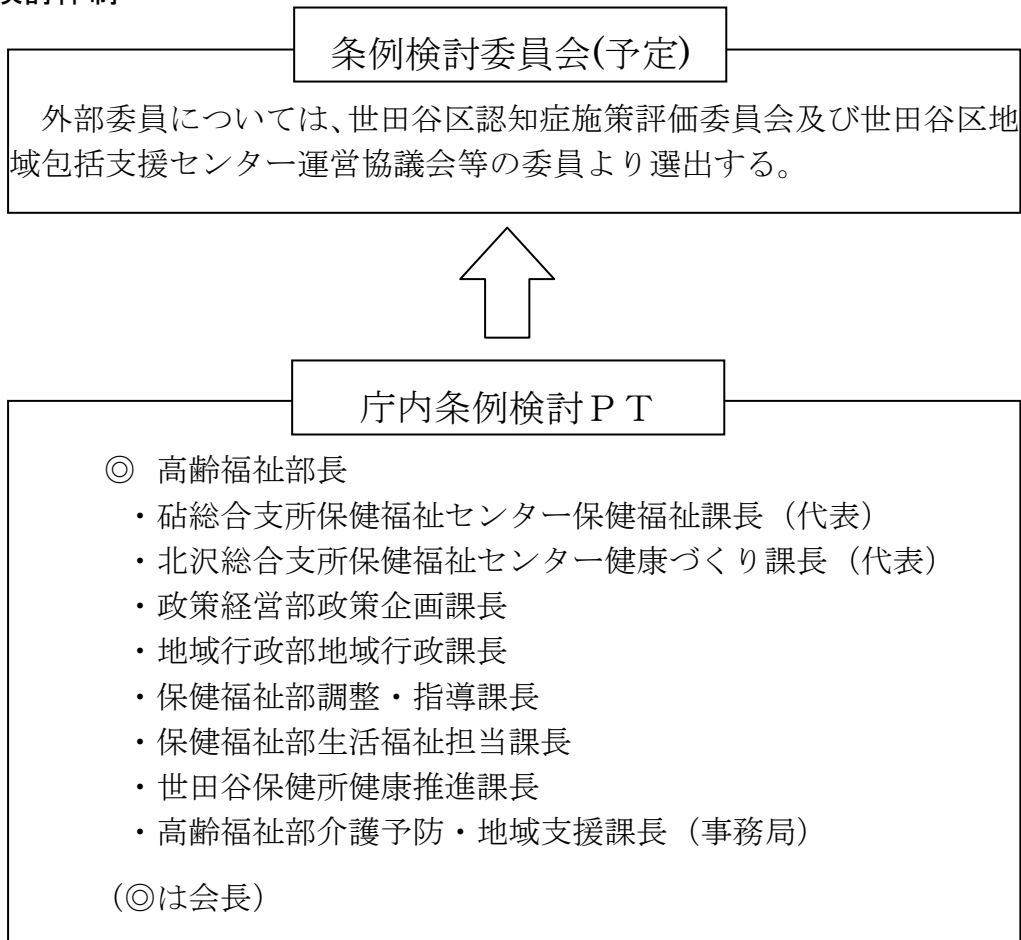
平成30年度中は庁内条例検討プロジェクトチームによる検討を行い、平成31(2019)年度より外部委員等で構成する条例検討委員会を設置して検討を進める。

## 3 検討のスケジュール(案)

平成31年	4月	条例検討委員会による検討開始
(2019年)	6月	ワークショップ(項目内容提案)
	7月	常任委員会報告(条例制定の基本的な考え方) 地域保健福祉審議会(条例検討状況報告)
	9月	常任委員会報告(条例骨子案)
	9月	条例シンポジウム、条例骨子案のパブリックコメント
	11月	地域保健福祉審議会(条例検討状況報告)
2020年	2月	常任委員会報告(条例案) 第1回区議会定例会(条例案)
	3月	地域保健福祉審議会(条例制定の報告)
	4月	条例施行

## 参 考

### 1) 検討体制



### 2) 国の動向

- 平成30年7月 自民、公明両党が認知症の人を支える施策を国や地方自治体が総合的に進めていくための基本法案を、議員立法で2019年の通常国会に共同提出する方向。
- 9月 公明党が（仮称）認知症施策推進基本法の骨子案を策定。
- 12月 認知症に係る課題について政府一丸となって施策を推進していくため、認知症施策推進関係閣僚会議（議長：菅官房長官）が設置され、2019年5月頃に、大綱を取りまとめる予定。